

## 農家家族における家族経営協定の課題

### —協定締結に至らない家族の事例分析—

粕谷美砂子\*、天野寛子\*<sup>2</sup>

\* 昭和女子大学短期大学部食物科学科

\*<sup>2</sup> 昭和女子大学大学院生活機構研究科

## Analysis of Farm Households that do not enter into Family Management Agreements

Misako Kasuya, Hiroko Amano

This paper presents an “Analysis of Farm Households that do not Enter into Family Management Agreements” as part of “A Study on the Life Agreement Index for Family Management Agreements” that was conducted in 1999. Fifty couples that had “positive attitudes towards farming” were selected by an Extension Advisor. Of these, three couples that felt negatively about entering into Family Management Agreements were analyzed.

The result revealed the following common factors in all three cases. 1. They do not regard social support or opinions as important in dealing with family matters. 2. Husbands have gender-biased opinions. 3. There is a lack of family communication. 4. Husbands are not interested in their wives earning remuneration for labor. 5. Husbands are not interested in their wives’ social participation

### 「キーワード」

農家家族 Farm Household, 家族経営協定 Family Management Agreement, ジェンダーニュートラル gender-neutral, 労働報酬 labor remuneration, 社会参画 social participation

## 1. 緒論

### (1) 日本の農家家族と近代化

戦前の日本の家族研究の中心は、当時家族の大半を占めていた農家家族にあった。この家族は、家族構成の面からすれば農業者である夫婦とその直系の後継者夫妻（及びその子）を構成員とする家族で、同一農業経営・同一生活経営であり、多世代同居である。戦後は制度的には夫婦家族制となるが、農家にあつては戦前に引き続き戦後も、直系家族形態で生活する家族が主流であった。1950年代後半以降の高度経済成長過程において、日本の産業構造が農業を主とする第1次産業から重化学工業などの工業化へ方向転換し、地域間で就業構造や労働力需給関係に変化が生じ、農業部門から他産業部門へと労働力が移動するなど、農業をめぐる環境は大きく変化した。

こうした経済的背景から、都市労働者家族が増加し、家族研究の関心は、都市家族へと移り、主に都市「近代家族」（落合 1994, 2000）を対象とした研究が多く

なった。落合はこの中で「夫婦または夫婦と未婚の子」で構成される、性別役割分業を前提とした家族を「近代家族」と規定した。夫妻や親子の関係の研究の多くは近代家族に関してなされた。

農業関連において「近代化」という用語は「農業の近代化」「農村生活の近代化」，「農業経営の近代化」等で頻度高く使用されてきた。1961年農業基本法において農業の近代化がとりあげられ、「農業の近代化」，「農村生活の近代化」については、農村生活研究会（農村生活学会の前身）において活発に議論された（杉本・長谷川，1961: pp.3-5, 佐々木，1964: pp.18-23, 広瀬他，1966: p. 37, 中山，1966: pp.40-41, 久保，1966: pp. 41-42, 小倉，1966: pp.38-39, 天野，2002: pp.44-46）。

1964年に佐々木（1964: pp.18-19）は「①農業に貨幣経済や新しい技術が浸透し、合理的経営（資本主義的合理性）となっていくこと，②旧来の村落共同体的性格がうすまり，人々が封建的身分関係から開放され合理主義的，個人主義的な人間関係を基礎として自律的，能動的となっていくこと，③家族と家は分離され，

民主的、夫婦中心的な核家族となること、④人間と物との結びつきが合理的となること」と近代化を規定した。

高度経済成長期を通じて日本の農業の近代化は、農業技術の合理化（機械化、科学化・効率化）、農産物の増収、農業収入の増大化、農業経営の安定という形で考えられてきた。他方、農村生活の近代化は、農業の近代化を基本として、農村の人間関係の民主化を推進、実現していくことが考えられていた。但し、この時期の議論の中では男女平等は表面にではこなかった。

佐々木が指摘した上記4点のうち、農業が「資本主義的合理性」をもっていくこと、「人間と物との結びつきが合理的となる」状況については、天野が既に明らかにした（2002: p.43）。「村落共同体的性格」と「封建的身分関係」については、当時から今日までの農業を主業とする家族の減少、兼業化の進行、混住化のなかで崩壊している。しかし「合理主義的、個人主義的な人間関係を基礎として自律的、能動的」となっているかどうか、「家族と家は分離され、民主的、夫婦中心的な核家族」となっているかどうかといえ、必ずしもそうは言えず、1995年に出された「家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について」の通達のなかで具体的指摘はないものの改善されるべき問題として認識されていると筆者らは理解する。

1975年の国際婦人年以來取組まれてきた「婦人の地位の向上」が、必ずしも有効な効果を生んでこなかったことに対して、1995年の第4回世界女性会議・北京宣言においては、女性の無償労働の適切な評価が重要な課題としてとりあげられ、男女の衡平（equity）・平等（equality）が実現に向けて積極的・具体的に变革することについて各国も意思を明確にした。家族農業における女性農業者個人としての労働や諸活動評価をどう明確にできるかという問題は、単にその家族の問題に留まらず、農業生産という分野において女性の労働を無償労働として放置しない国であるかどうかという、国の評価に関わる問題である。

「通達」によって期待されている家族農業経営の近代化には法人化が含まれ、「農地等生産基盤の整備、機械・施設等資本整備の高度化、新品種・新技術の導入等生産方式の改善・合理化の推進と併せ経営を担う者の経営に関する諸活動が適切に行なわれる」よう、また「意欲と能力のある者が十分にその力を発揮し得る」ように経営のなかに個人を位置付けることが期待されている。具体的には、協定の内容に、「営農計画の作成、収益の分配、労働時間・休日等就業条件、経営移譲に関する取り決め」があげられている。川手（1998: pp.7-8）天野（2001a: p.58, 2001b）はこれに、「生活協定」を追加することを提案してきた。家族経営協定は、現実的には家族内の話し合いと妥協によって締結されるため曖昧な側面をもつが、家族内の関係であるからこそ、家事労働・介護労働といった生活協定について

も話し合うことによって、家族の幸せや満足感をつくって行く上で役立つものになり得るし、逆に、その部分が入らない協定では、女性農業者が個人として尊重されたことにはならないからである。

「食料・農業・農村基本法」時代の「農業・農村の近代化」は、「農業基本法」時代の「近代化」とは性格を異にすると思われる。食料の生産視点、現代の消費者の関心の高さ、科学技術の高度化を背景とした食品の安全（トレーサビリティ）、農業の多機能的視点、エコロジー視点等に加え、それを担う農業者の平等で積極参加・参画の仕方とその成果の平等な享受等も検討されていくだろう。

## （2）多世代同居をめぐる問題

さて、農家では直系家族・多世代同居が戦後も見られるが、ここでは、多世代同居について考えたい。

佐々木は農家家族もまた「核家族化」することの必要性を述べているが、筆者らは、家族経営協定が十分に機能するならば、核家族形態であるか、直系家族形態であるかは重要ではないと考えている。直系家族で複雑な問題をもつ家族が、家族経営協定によって、①家族の中の個人が尊重され、平等が実現され、無償のままにおかれてきた女性の労働（生産労働＋再生産労働）が適正に評価され、②家族の個々人の生活が尊重・配慮され、③実質的な話し合い、合意が得られ、④家族各人の自己実現を拓いていくものになるならば協定本来の意味をもつのである。

都市家族研究では、近代家族（核家族）中心としてとりあげるため、「老いた親と働き盛りの子家族の同居」の問題は「介護をめぐる同居・別居」の観点からとりあげられてきた。近年になって高齢者と孫の関係がとりあげられるようになってきている。（清水 1996, 1997, 1998, 1999）。農家においては直系家族としてはじめから同居が前提にされており、別居が研究対象とされること自体が少なかった。まして、その家族の中で嫁である女性が本音として同居についてどう思っているかといったことを問われること自体がなかったし、現在でもそこに焦点を当てている研究は、少なくとも『農村生活研究』には掲載されていない。

親世代との同居に関して、都市近代家族と農家の直系の家族が互いに無関係であるわけではない。現在50歳代から60歳代の年代では、十分に話し合いもないままに農業を生業としてきた老親を田舎に残し、あるいは老親と同居しているきょうだい（とその家族）の存在を前提として、都市近代家族としての生活が成り立っている側面も強い。にもかかわらず、戦後も多世代同居の形態を崩さない農家家族の生活の仕方、女性農業者の無報酬労働や家事労働・介護労働・育児等再生産労働に関心をもち、それを家族の関係から分析する研究は未だ不足している。

このような農家家族に関する研究状況のなかで、家族の関係を心理的側面からではなく、役割や労働を含む生活条件や評価の観点から話し合っ決めてく関係」という意味で家族の「協定」に限定すれば利谷(1989), 五條(1994, 1997, 2000, 2003) 川手(1998, 2000, 2001), 北陸農政局新潟統計情報事務所巻出張所(2003)等の研究がある。この他、家族経営協定の導入がパートナーシップの確立を目指した農家経営にどのような影響を与えているかを把握した調査結果(植木ら2001)がある。しかし、以下に述べるように改良普及員が把握している生活行動の次元についての言及は少ない。

### (3) 家族経営協定の課題

改良普及員は、家族経営協定締結を推進する中で、依然として家族のなかでタブーに属する問題、嫁の側から提案することのできない問題が残っていることを把握している。

「近代的」農家経営を目指して進められている家族経営協定ではあるが、①家族農業経営を維持する、②家産を血縁者である息子に相続させる、③基本的には親世代と同居する生活スタイルを維持する、④親世代との家族生活習慣を含む家族関係(ex. 親と息子の関係)であること、に基本的検討を加えない範囲で「話し合い」がなされている。嫁が本音で話したくても話せないのはまさにその分野にある。嫁もその家族の中で「生活している」以上、タブーとなっている問題を「話しあう」ことによって、これまでの生活を「解体」することを望んでいるわけではない。今後の人生と生活設計をより良いものとするために責任ある生活主体として「話し合って考え、決めたい」ということにすぎない。それにもかかわらず「話題にされることがなく、意見をいうチャンスがない」という不満を彼女たちは抱えている。

筆者らは、家族経営協定を農家の家族のタブーや複雑な問題解決に役立てることに強い関心をもっており家族経営協定が名実ともに農家家族に役立つためにはより具体的な指標が必要であると考えてきた。指標は、大きく2つの視点に分けられる。第1は「通達」によって明確にされた「近代的農業経営」のための指標(①作目や経営規模の意思決定参画、②労働条件、③労働報酬・収益配分、④共同参画、⑤各人の経営に関する希望)等である。第2は、生活協定の指標であり(①農業労働と他の生活時間(生理的生活時間、家事労働時間、社会的・文化的生活時間)のバランスを考慮した時間配分、②家事労働の平等分担、③同居・別居等居住条件、④独立した生活時間、⑤介護等における具体的対策等)である。この「生活協定指標」は家族経営協定の中で十分に認識されているとは言い難い。

筆者らは、「家族経営協定における生活協定指標に関する研究」(天野2001b)の研究過程において、改

良普及員から見れば、協定を締結すれば農業経営あるいは生活全般が改善される可能性があると感じられる農家家族であっても、結果としては締結に至らないケースがあることに注目した。

## 2. 目的と方法

本稿の目的は、「家族経営協定」を締結に至らない農家世帯の事例を分析し、その締結にいたらない要因を明らかにすることである。

### (1) 調査事例の出典と方法

3事例の元となっている調査は、平成11-12年度科学研究費補助金を得て実施した、「日本農家の家族経営協定における生活協定指標に関する研究」(天野, 2001b)である。本研究は、一般の農家家族の家族経営協定に対する意識を問うものではなく、生活協定を進める方法を開発する目的で行なっった調査である。調査対象の選定は、改良普及員からみて協定締結の条件がほぼ揃っていると考えられる農業者夫妻である。「この家族に協定締結を進めて良いのではないか」という普及員の判断に客観的な数値はないが、経験的に蓄積された判断能力があると推測される。その能力を信頼して協定締結が普及推進されている。この場合の普及員の判断材料には、①専業農家夫妻であること、②その家族が家族経営協定に多少でも関心を寄せていること、③過去の協定締結家族の例からみて、協定に取り上げる基本的な項目が実現可能な程度に整っていると思われること、④協定締結によって農業経営・生活経営がより改善され、家族員が将来に向けてより希望をもてるようになること、⑤その家族が家族経営協定を締結することによってその地域の他の農家に良い影響力をもつと考えられること、⑥その家族各人が協定締結をバネにしてこれまでより社会参画活動を活発化することが期待できること、等が含まれている。

調査対象は上記のような判断で選定され、本人たちが調査に協力を受け入れた農業者夫妻50カップル(100人)、調査時期は1999年10月、調査内容は生活時間調査と生活意識調査で、改良普及員を通じて調査を実施し、回収した<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 調査全体の結果の概要をアジア地区家政学会(Amano et al. 2001)、生活時間部分を日本家政学会(Kasuya et al. 2001)、意識調査部分を報告書(天野, 2001b)に報告した。

## (2) 事例の代表性と分析視点

上記調査の中で家族経営協定締結に消極的回答をしているサンプル3事例をとりあげる。

対象とした3事例の代表性について述べると、3事例ともに、①改良普及員には協定締結の条件がほぼ揃っていると考えられる農業者夫妻であり、②親世代と後継者世代がともに農業に従事している家族の後継者夫妻である。改良普及員の観察からは特殊な条件にあるものではなく、家族経営協定締結を推進するに適した一般的専業農家ということが出来る。

分析視点は、第1は夫妻のかかわり方を見ること、第2は社会的視野で生活を検討していく姿勢をもっているか、である。検討項目は①価値観・基本的姿勢、②ジェンダー中立性（ジェンダーニュートラル）、③夫妻の話し合い、④親世代との分離要求、⑤収益配分・報酬、⑥妻の社会参画、⑦家族経営協定である。

## 3. 事例分析結果

### —事例にみる夫妻の姿勢と考え方—

事例3例の概要を表1・2・3に示した。以下、3つの事例ABCそれぞれについて、前述の分析視点及び検討項目に沿って分析した（表4）。

#### 1) 価値観・基本的姿勢：

農業という仕事に対する姿勢・価値観をみると、事例Aでは生活している家族一人一人の「思い」に傾着せず「仕事」をすることを迫る親と、妻の不満の原因を理解しようとしないう夫婦関係がかいま見える。事例Bは、「個々人がそれぞれにやりたいことをやれば問題無いのだ」と考える夫の事例である。妻もそのように積極的に行動できる場合は、それなりに問題は生じないが、妻にそれだけの積極性がない場合には、夫の理屈に反論することができないままで、しかも自分なりの行動をとることもできずに不満をためることになる。この事例Bの夫は13の活動グループや趣味をもち、妻は「農家女性グループ」1つだけである。事例Cの夫は親の農業のやり方には不安をいだきながら、自分がこれから農業1本で食べていくことにためらいを感じている。それぞれが行っている労働（労働観、労働内容、分担の仕方）について十分に話し合いをする姿勢が欠落している。

#### 2) ジェンダー中立性：

3事例ともにジェンダー意識が強い。A事例に関しては妻がそのことに不満を感じているが、BC事例では妻は不満を自覚化していない。ジェンダー中立は世界の潮流であり生活者の課題であるが、自分の生活との接点を見出そうとしていない。

#### 3) 夫妻・親世代との話し合い：

事例Aは、夫妻の話し合いができていない。夫は妻の情けない気持ちをわかろうともしないし、家族の力関係が<親=自分>が強く、妻が弱くなっていること、またこのような強弱関係になっていること自体が問題であると思っていない。事例Bは労働報酬・社会参画・家事その他について夫妻ともに問題を自覚化していないことで共通である。事例Cは、夫妻は親に対して批判的である点で意見が一致し、共通認識をしているが親世代とは話し合いをしていない。意見が類似しているか否かにかかわらず、話し合いにより問題解決を図ろうとする姿勢が弱い。

#### 4) 親世代の生活との分離要求：

事例Aでは、夫は親との分離は全く考えていないのに対し、妻は生活全般について強く分離要求がある。事例Bでは、妻が台所やトイレを親と別にしたいと思いつつ、時間では家事労働を別にしたいと思いつつ、事例Cでは、夫妻ともに農業計画を含む生活設計を親世代と切り離したいと考えている。家族間で話し合うことが困難な問題であるからこそ、第三者を入れた家族経営協定によって、互いが傷つくことなく家族問題の解決が可能となる。対象たちはこのことを理解しようとしないう。

#### 5) 収益配分・労働報酬：

事例Aでは夫には報酬があるが妻にはない。自分名義のものは「要らない」といいながら「自分の自由になるお金を配分してほしい」と言い、矛盾した気持ち、あるいは「曖昧」な気持ちをもっている。事例Bでも夫には報酬があり、妻にはない。妻は自分が「配分をしてほしい」のかどうかも曖昧である。事例Cは、夫には労働報酬があるが、実質的経営は親に握られていて、金額的にも不満をもっている。妻には配分がなく、「金額の多少でなくほしい」と回答している。個人の労働に対する報酬は個人尊重の基盤であるが、この基本的な認識が欠落している。

#### 6) 妻の社会参画：

①夫の意識：事例Aでは積極的ではないが反対はしない。事例Bでは、反対はしないが「やりたければやればいい」という突き放した立場をとっている。事例Cでは「わからない」としている。

②妻自身の意識：事例A・B・Cともに妻自身が「わからない」と、迷いを表している。

妻の社会参画は、現代推進されている社会性の基本的部分である。家族内の関係に閉じこもったままで、状況を変えていくことに無自覚な姿勢は社会性の弱さを表している。

#### 7) 家族経営協定に対する夫妻の意見：

事例Aは、夫は妻の全労働時間が夫より長く当然と考えているわけではないが、家事労働を分担すべきとも考えていないために結果的に妻に過重な労働を強いていることを自覚していない。妻は家事を夫も分担することを当然とは思っているが要求はしていない。そして家族経営協定を、現在の問題状況を解決するための手段と位置付けることはできないと現状を固定して自縄自縛の状態になることを恐れて締結に否定的で

ある。

事例Bは、夫の意見が強く、夫が家族内の問題は「プライベートなことだから第三者立会いの文書締結は必要ない」という立場をとり、家族内に問題があっても「協定という手段を借りながら解決していく」ということに否定的なのである。

表1 事例：A 夫妻

	夫	妻
① 農家経営と生活についてのとりきめ	家族内で口頭で確認している	そういうものはない。
② 家事・育児・介護	夫の育児協力はあるがそれ以外の家事平等分担意識は低い。	夫の家事協力状況には不満で、もっと夫にしてもらいたいと思っている。
③ グループ活動	自分の趣味を含めて5つのグループに所属。	自分の趣味を含めて4つのグループに所属。役職には就きたくない。
④ 家族経営協定締結を結ぶ必要性	否定的ではない。	わからない
⑤ 農業所得の配分（妻への収益配分）	いつでも使えるようになってから個人名義のものは要らない。	ない。不満を表明しつつもその状況を仕方がないと容認。
⑥ 預金の現在高	100万円以上500万円未満。	50万円以上100万円未満。
⑦ 自分名義になっている財産や権利	家屋、宅地、農地、山林、原野、大型農機・農用自動車、ハウス、農業経営の借入れ資金・負債、乗用車、貯金・預金、生命保険（掛捨て除）、家屋のローンなどの借入れ資金・負債。	乗用車、貯金・預金、生命保険（掛捨て除）、クレジットカード。
⑧ 妻の納税について	妻は納税しなくて良いと思う（納税免除の範囲内の労働報酬が良い）。	自分自身の納税について考えたことはない。
⑨ 「農家の女性は財産をもつべきである」と考える理由	親世代と養子縁組をし、婚家の財産を女性に相続させる、農業経営などによる収益を女性に配分する。	家族のなかで女性の立場が確保される、子どもの教育費に使える、趣味やスポーツに使える、自分の勉強や研修に使える、自分の老後の生活を保障できる。
⑩ 妻の「職業人」としての意識	少し認めている。	少し自覚している
⑪ 農業を通じた自己実現	できているといえる。	自分の作りたい野菜等の作付けができていないのでどちらとも言えない。
⑫ 女性の社会参画	する方が良いが、女性の社会参画を進める支援組織は作らなくて良いと思っている。	自分のやる気・意思や夫や家族の理解が必要であると思うが、社会的支援体制の必要性についてはわからない。
⑬ 親世代と「別にしたい場所」	親世代と別にしたい場所はない。	台所、風呂、トイレ、居間を別にしたい。
⑭ 親世代と「共有したい時間」	1日の生活時間では殆どの行動を親世代と共有することに違和感がない。	共有したい時間はない。すべての時間を親世代と『共有したくない』と表明。
⑮ 親世代と「別にしたい時間」	買い物、テレビ・ラジオ、新聞、趣味、スポーツ。	すべて別にしたい。
⑯ 農業に対する誇り	持っている。	持っている。
⑰ 自由記述部分	女性がいままでやってきたことを今、男性がやっていますかという問が不平等だと思います。いままで男性がやってきた重たい仕事・危険な仕事を今女性がやっていますかという質問であっても良いと思います。男女平等も大事ですが、男性が女性をかばったりいたわらなくなったらいかがでしょうか。女性が重たい仕事をしていても男女平等ですから知らん顔して自分の仕事に従事している世の中にならないようにしたいです。	夢について、今のままで協定を結んでしまったら、私はただ働きバチのようになってしまうかなと。夫の父母の介護だって、嫁だからやるのが当たり前。夫はいつでも協定を結ぶというけれど、それによって私の身うごきが、まるで夫によって拘束されてしまうみたいで。これって、女性の地位の向上になるのでしょうか。私にとっては地獄になってしまいました。アンケートを書きはじめた時は、農業に対して誇りを持っていましたが、これから先に希望をもっていました。私に対する夫または夫の父母の気持ちの中に私が昔の女中さんのように、育児、家事は労働ではなく、畑に出て仕事をするのみが労働だと言われてしまっただけで、この先一緒に働いていても私はいつまでも使用人のようでこれではとても希望なんてないです。
注	①から⑯は本人の選択肢による回答（数箇所）から筆者らがまとめたものである。⑰は、本人の記述である。	

表2 事例：B夫妻

		夫	妻
<p>夫妻40代、夫の母70代同居、子なし。世帯主=夫、経営主=夫。全員農業のみに従事、1つの家屋に同居、生計費の管理は妻、生計費の中心となる口座名義は夫、非法人農家、過去1年間の経営耕地面積は、畑15反、使用した施設の面積は、600㎡、経営科目：主=果樹類、副=露地野菜、施設野菜、農産加工品をつくっている。農産物総販売金額：700-1000万円、青色申告をしていない、一部分雇用、農家経営と「生活についてのとりきめ」は「家族内で口頭で確認」している。夫妻とも年間300日以上農業に従事、夫：農業以外の仕事に年間1～59日従事。妻：農業専従。</p>			
①	農家経営と生活についてのとりきめ	ないと言う。	妻は11項目について取り決めがあると言う。
②	家事・育児・介護	人間の自立と協力に必要なから、家事は男女平等に分担すべきかどうかは、わからない。(かなり家事に協力している)。	妻は、男女平等に分担すべきとは思っていない。
③	グループ活動	農業関係グループ、農協、生産部会、起業、趣味、スポーツ、コンピューター勉強会、有機農法研究会、消防等13のグループに所属。	妻は農家女性グループのみ。
④	家族経営協定を結ぶ必要性	わからない。プライベートなことだから第三者立会いで協定を結ぶことはない、協定を結ぶなどということは水くさい。作業分担をきめたりすると、融通がきかなくなり、今より大変になる。	わからない。プライベートなことだから第三者立会いで協定を結ぶことはない、協定を結ぶなどということは水くさい。作業分担をきめたりすると、融通がきかなくなり、今より大変になる。
⑤	農業所得の配分(妻への収益配分)	経営主・世帯主に入ったものが個人に不定期に配分される。	必要に応じてその都度世帯主・経営主(夫)から配分されており、満足はしていないが、現状では仕方ないと思っている。妻は、自分がやりくりすれば良く、個人配分や、金額について考えたことはない。
⑥	預金の現在高	10万円未満	50万円以上100万円未満
⑦	自分名義になっている財産や権利	家屋、農地、農地の借地権(使用収益権)、大型農機・農用自動車、ハウス、農業経営の借入れ資金・負債、乗用車、大型家電製品、大型家具、貴金属・美術工芸品、仏壇・墓、貯金・預金、会員権(ゴルフなど)、有価証券類、家屋のローンなどの借入れ資金・負債。	生命保険(掛捨て除)、貴金属・美術工芸品、貯金・預金、クレジットカード、有価証券類。
⑧	妻の納税について	妻は納税しなくて良いと思う(納税免除の範囲内の労働報酬で良い)	納税しなくて良いと思う(納税免除の範囲内の労働報酬で良い)
⑨	「農家の女性は財産をもつべきである」と考える理由	税金対策のため、女性が自分名義で資金が借りられるようになる、親世代の面倒をみる気がおこる、農業を積極的にやる気がおこる。	税金対策のため、農業を積極的にやる気がおこる。
⑩	妻の「職業人」としての意識	妻を職業人としてはつきり認めている。	強く自覚している。
⑪	農業を通じた自己実現	自分だけではできないからと曖昧	自己実現できているとしている。
⑫	女性の社会参画	夫自身はやりたいことをやっている。女性の社会参画について、妻自身のやる気、意志次第だと考えている。	女性の社会参画には一切関心を示さず、自分自身がエンパワーメントする必要も感じていない。
⑬	親世代と「別にしたい場所」	親世代と別にしたい場所はないと答えている。	台所、トイレは別にしたいと考えている。
⑭	親世代と「共有したい時間」	スポーツと年中行事。	自家野菜の管理、世話・介護、親・親戚とのつきあい。
⑮	親世代と「別にしたい時間」	休息、テレビ・ラジオ、家計。	農作業の場所に通う時間、調理等の家事の時間を別にしたい。
⑯	農業に対する誇り	誇りをもっている。	誇りをもっている。
⑰	自由記述部分	夢については、高齢者が多くなるので、老人ホームを兼ねた、労働雇用のできる農園を作りたい。	家族経営協定が騒がれていますが、現在私の家では主人の母親、義姉妹(しょっちゅう遊びに来ます)とも仲良く生活しています。自分も昔から考えられているような「農家の嫁」という感じではなく、自由に生活させてもらっているの、協定を考えたことはありません。普段の生活態度が大切だと思っています。主人の父親が生きていれば別とは思いますが。それぞれの家庭によって違うと思いますので誰でも家族経営協定を結ぶべきという考えにはちよつと納得できません。
注	①から⑯は本人の選択肢による回答(数箇所)から筆者らがまとめたものである。⑰は、本人の記述である。		

表3 事例：C夫妻

夫40代，妻30代，夫の父70代，夫の母60代同居，第1子小学生，世帯主：夫の父，経営主：夫，全員農業のみに従事，妻は養子縁組をしている，生計費の管理は父，生計費の中心となる口座名義は父，非法人農家，過去1年間の経営耕地面積は，畑12反，主な経営作目は夫が雑穀・いも・豆類，露地野菜，妻が露地花き，その他五葉松の生産である。農産物総販売金額：500万～700万円，青色申告を実施しており，簿記記帳は夫が行なう。経営と生活についてのとりきめはない。夫は，農業に年間300日以上，妻は150～249日従事。夫はサラリーマンであったが，夫の父の病気により農業を継いだ。夫の農業就業年数は13年，妻は5年である。			
		夫	妻
①	農家経営と生活についてのとりきめ	ない。	ないが，一定の取り決めのもとに収益は分配はすることになっている。
②	家事・育児・介護	育児はするが，ジェンダー色が強い食生活，衣生活関連の家事はしない。	配偶者には家事を期待していない。
③	グループ活動	農協と生産部会の2つ。役職は農業関係は頼まれたらやってもいいが，農協の理事や審議会委員等はしたくない。	自分の趣味を含め4つのグループ活動をしている。農家女性グループの役員，子どもの習い事の役員をしている。
④	家族経営協定を結ぶ必要性	家族経営協定に対する意見は消極的で，作業分担をきめたりすると，融通がきかなくなり，今より大変になる，プライベートなことだから第三者立会いで協定を結ぶことはないと考えている。	消極的である。
⑤	農業所得の配分（妻への収益配分）	夫は，経営主から月毎に収益配分されている。夫妻ともに，家族各人に配分するには，あまりにも農業所得が少なすぎると思っている。	妻にはない。妻には配分は金額の多少でなくほしいと思っている。家族各人に配分するには，あまりにも農業所得が少なすぎると思っている。
⑥	預金の現在高	100万円～500万円未満	100万円～500万円未満
⑦	自分名義になっている財産や権利	家屋，乗用車，生命保険。	預金等通常のもの以外に山林原野があり，一般よりは財産をもっている。
⑧	妻の納税について	その他という回答。	納税しなくてよいと思う。
⑨	「農家の女性は財産をもつべきである」と考える理由	家族のなかでの，女性の立場の確保，税金対策。	家族のなかで女性の立場が確保される，農業を積極的に『やる気』がおこる。
⑩	妻の「職業人」としての意識	少し認めている。	少し自覚している。
⑪	農業を通じた自己実現	収入を求めると忙しくやらざるを得ない，もっとテーマを決めて手をかけて高品質の物ができたらいいが，現時点ではどちらとも言えない。	自分に農業が向いているのかどうかよくわからず，どちらとも言えない。
⑫	女性の社会参画	夫は女性の社会参画については，必ずしも反対ではないが，状況づくりよりは女性が積極的にやる気を出すことだという姿勢をとっている。	社会参画をしやすい状況作りが必要と考えている。
⑬	親世代と「別にしたい場所」	居間。	台所，トイレ。
⑭	親世代と「共有したい時間」	朝食，世話・介護，親・親戚，地域とのつきあい，家族の団欒，農業関係起業活動，家計，年中行事。	親，親戚や地域のつきあい交際，年中行事，農業関係活動，地域・社会活動等。
⑮	親世代と「別にしたい時間」	昼食，夕食，休息，自家の農作業は作目別にしたい，住生活，買い物，趣味，テレビ，新聞，趣味，スポーツ等。	上記以外はすべて別にしたい。
⑯	農業に対する誇り	誇りをもっている。	誇りをもっている。
⑰	自由記述部分	現在の状況をいかして今後どんなことをやりたいかの夢は，現在，正月生花用松生産と野菜直売をしているが，野菜一本にし，ハウス生産も多くしたい。	夢は，今は若いからいいけれど，これから先，親の介護や自分の体力，また，相続した後農地は減り，とても自分の子が農業をするには，無理がある事などを考えると，夢など持てない。
注	①から⑯は本人の選択肢による回答（数箇所）から筆者らがまとめたものである。⑰は，本人の記述である。		

表 4 3 事例の分析

事例 A	事例 B	事例 C
価値観・基本的姿勢 ジェンダー中立性 夫妻の話し合い 親世代との分離要求 収益配分・報酬 妻の社会参画 家族経営協定	①個人として行動的であればよいという価値観 ②基本的にはジェンダー意識のまま ③夫妻の意識は類似 ④部分的要求あり(弱) ⑤夫経営主、妻なし(必要なし) ⑥夫：積極的というほどではない ⑦妻：迷い：「わからない」 ⑧夫：「わからない」 プライベートなことだから	①夫妻に、農業を本気でやっついていかどうかに迷い ②実態として夫は仕事・妻は家事・育児少し農業 ③夫妻の共通認識あり ④夫妻ともに強い要求あり ⑤夫あり、妻名目のみあり「実質欲しい」 ⑥夫：迷い：「わからない」 ⑦妻：迷い：「わからない」 ⑧夫：「わからない」 プライベートなことだから
①仕事だけを重視する親・息子の価値観 ②夫はジェンダー意識が強い・妻不満 ③話し合いの欠如 ④妻には強い要求あり ⑤夫あり、妻名目あり(必要なし) ⑥夫：積極的というほどではない ⑦妻：迷い：「わからない」 ⑧夫：仕事に融通性がなくなると思わない 農業収入が少ない	①全労働時間：妻が長くても当然と思わない 家事：平等に分担すべきとは思わない (矛盾) ②妻：仕事に融通性がなくなる 農業収入が少ない プライベートなことだから	①全労働時間：妻が長くても仕方ないと思わない 家事：平等に分担すべきとは思わない (矛盾) ②妻：必要ないとは思わない 融通性がなくなる プライベートなことだから
全労働時間：妻が長くても当然と思わない 家事：平等に分担すべきと思う ⑩弱い	全労働時間：妻が長くても仕方ない 家事：平等に分担すべきとは思わない ⑩弱い	全労働時間：妻が長くても仕方ないと思わない 家事：平等に分担すべきとは思わない ⑩弱い
社会的視点で生活を 検討していく姿勢		

注)

- 1) 二重線が、家族の中で話し合わせ、協定をつくっていく過程で話し合われるきっかけになるであろう課題。
- 2) 斜体が、ジェンダー課題が明確になっているが、夫妻にはそれが問題であると認識されていない課題＝普及サイドで具体的に方法を練らなければならないであろう部分。
- 3) 二重線が、夫妻にその意味が理解されていない課題。



実際の生活のなかでは、この夫は平等ではないが、家事に協力している。表2の⑤に見るように、事例B夫妻の妻は、農業所得の配分は、必要に応じてその都度世帯主・経営主である夫から配分されており、その額に妻自身は満足していないが、現状では「仕方がない」と思い、自分でやりくりすればよいと考えている。もしこの妻が、適正な農業労働評価を要求すれば、話し合いや協定の必要性が浮上するのであるが、今のところ家族経営協定を締結する必要を感じていない。

事例Cは、生活の内容から考察するならば、親の農業経営のし方を批判的にみており、生活全般を親と切り離して独立したいと考えているから、客観的にみれば協定締結がもっとも適している。しかし夫は農業所得の少なさ、現状では自己実現できているとは言えない状況、妻は「親の介護や自分の体力」「相続後の農地の減少」等「夢など持てない」事情があり、「経営協定」についても関心をもっていない事例である。

前述の4) で見たように、家族間で話し合うことが困難な問題に対しては、社会的視点から解決せざるを得ないにもかかわらず、プライバシーに固執し、問題解決を先送りしている。

#### 4. まとめ

以上、3事例はそれぞれの事情をもつが、事例に共通しているのは、以下に述べるように、社会的視点の欠落である。①「価値観・基本的姿勢」では、夫妻で話し合う姿勢が弱い。②「ジェンダー意識」が強く、社会的動向と自分の生活との接点を見出そうとしていない。③「夫妻の話し合い」による問題解決の姿勢が弱い。④「親世代との分離要求」があるが、話し合いが困難で、解決法を見出そうともしない。⑤「妻の労働評価」については、労働の対価として報酬が支払われるという基本的な認識さえも欠落している。⑥「妻の社会参画」には消極的であり、状況を変えていくことに無自覚な姿勢は社会性の弱さを表している。⑦「家族経営協定」については、家族間で話し合うことが困難な問題を解決する方法として理解できず、プライバシーに固執し、問題解決を先送りしている。

社会的視点については、次の2点について考察しておく必要がある。

第1に、生活問題を「プライバシー問題」としてみることの限界についてである。生活問題を社会的視点で捉えようとせず「プライバシー問題」として「私的視点」で捉えて問題解決をはかろうとすることは、社会や価値観が急激に変化する中ではその変化に対応していくことができず、限界が伴う。家庭生活における問題解決に限界が生じているからこそ「男女共同参画社会基本法」(1999)「児童虐待の防止等に関する法律」(2000)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に

関する法律」(2001)等の制定を見たのであった。家族農業経営の場合は、農業労働・農業経営・生活経営が一体となっているという特殊性において第三者立会いによる家族経営協定締結という形で社会性を付与し、<家族内解決の限界>を越えさせようとしている。

第2に、3事例に共通している女性農業者自身の社会参画に対する消極性の問題である。

社会参画については、学習のチャンス、学習グループ、参画事例見学、家族の理解、本人の意欲・積極性、近隣の噂、支援組織、積極的是正措置等についての考えを尋ねたのち、農業関係グループの役員、農業委員、生産部会役員、農協の正組合員、農協の理事、審議会委員、地方議会議員、PTA役員等についてやる意志をきいている。社会参画は個人の性格的要因もあり、すべての人が積極的になりうるとは限らないが「社会参画」に対して妻が「わからない」と答える状況についてはとりあげておかねばならない。妻が「わからない」と答えるとき①自分が「社会参画したい」と言ったら夫がどう思うかわからないから「わからない」と答えるのであり、②「夫・家族の考え方がわからない」のではなく、夫や夫の両親は自分の考えに賛成しない、あるいは反対すると推測できるから「わからない」と答えるのである。つまり、自分の意見を出さない選択をしている。「社会参画」以前に、夫婦間、家族の中で話し合いができていないことが問題なのである。

夫妻自らが「夫妻、あるいは家族の関係の奥深い問題」を自覚し、開かれた社会的関係へ視野を広げるきっかけを掴むための支援として「家族経営協定」が使われるならば、大きな効果である。

本稿は2002年第50回日本農村生活学会においてポスターセッションで発表したものを加筆訂正したものである。

研究協力者は、石塚法子(茨城県農業総合センター)、大嶋秀子(横浜川崎地域農業改良普及センター)、栗田宏美(群馬県中部農業総合事務所経営普及部)、園田智子(東京都農業事務所)、日臺修好(長野県北信農業改良普及センター)、福田美津枝(岐阜県岐阜地域農業改良普及センター)、益田清子(神奈川県農業総合研究所)である(2003年3月時点の所属)。研究過程に深く関わってくださったことに深く感謝いたします。本研究を進めるにあたり、調査にご協力いただいた方々に心から感謝申し上げます。多忙な農業労働や家事労働の合間に、煩雑な調査項目に時間をかけて回答していただくことは、時間的にも精神的にもかなり大変なことであったと思います。

## 〔引用文献〕

天野寛子『戦後日本の女性農業者の地位—男女平等の生活文化の創造へ—』ドメス出版, 2001年a。

天野寛子『日本の農家の家族経営協定における生活協定指標に関する研究 平成11～12年度文部省科学研究費補助金研究報告書』(基盤研究(C)(2), 課題番号11680123), 2001年b。

Amano, Hiroko, Misako Kasuya and Tomoko Sonoda, A Study on the Realization of Gender Equal Life-Style and Family Management Agreement between Farming Couples In Japan, The 11th Biennial International Congress of Asian Regional Association for Home Economics, Abstracts, 2001, pp. 243-244, Taipei, Taiwan, 2001.7.18 (Poster Session)

落合恵美子『21世紀家族へ』有斐閣選書, 1994年。

落合恵美子『近代家族の曲り角』角川叢書, 2000年。

小倉達雄「農家生活の近代化はいかに進められたか」『農村生活研究』第10巻第1号, 1966年。

Kasuya, Misako, Tomoko Sonoda and Hiroko Amano A 1999 Time Use Survey of Japanese Farming Couples who are interested in the Family Management Agreement, Journal of Home Economics Japan, Vol.53, No.3, 2002 pp. 239-253.

川手督也『家族経営協定(日本の農業あすへの歩み No.206)』農政調査委員会, 1998年。

川手督也「『パートナーシップ経営』の理念と課題」『農村生活研究』第44巻第2号, 2000年, 11-14頁。

川手督也「家族経営が経営継承に果たす役割と課題」『家族経営協定のステップアップ』『パートナーシップ経営をめざして—家族経営協定推進のために』(社)農山漁村女性・生活活動支援協会, 2001年, 44-47頁, 48-64頁。

久保良雄「父子協定による農家生活の近代化」『農村生活研究』第10巻第1号, 1966年。

五條満義『今「家族経営協定」の出番だ』全国農業会議所, 1994年。

五條満義『家族経営協定の時代がやってきた』五條満

義, 1997年。

五條満義「家族経営協定の現状と課題」『農村生活研究』第44巻第2号, 2000年, 7-10頁。

五條満義『家族経営協定の展開』筑波書房, 2003年。

佐々木嘉彦(1964)「農家生活の近代化をめぐる」『農村生活研究』第8巻第1号, 1966年。

清水美知子「祖父母と孫のかかわりに関する研究—『孫育て』をめぐる祖父と祖母のライフスタイル—」

(財)兵庫県長寿社会研究機構長寿社会研究所・家庭問題研究所研究, 1996年, 67-80頁。

清水美知子「祖父母・孫コミュニケーションの研究—高校生の孫からみた祖父母とのかかわり—」第11号, 1997年, 103-116頁。

清水美知子「母親からみた『祖父母—孫』コミュニケーションの実態—祖父母のく孫育て>をめぐる—」『関西女学院短期大学研究紀要』第12号, 1998年, 75-87頁。

清水美知子「祖父母と孫のつきあい方」『教育と情報』文部省大臣官房調査統計企画課, No. 498, 1999年, 12-15頁

利谷信義編・親子契約研究会『親子契約の研究』東京大学社会科学研究所内利谷研究室発行, 1989年。

中山誠一郎「農家近代化は如何に進められたか—水田単作地域における農家の社会組織の変化を中心として」『農村生活研究』第10巻第1号, 1966年。

榎木亮子・大地実子・田上由美子「家族経営協定がパートナーシップの確立に及ぼす影響」『農村生活研究』第45巻第3号, 29-34頁, 2001年。

橋本恵次・長谷川宏二「農家生活における近代化概念について」『農村生活研究』第5巻第1号, 1961年。

広瀬武雄「シンポジウム『農家生活の近代化はいかに進められたか—その具体的事例について—』」『農村生活研究』第10巻第1号, 1966年。

北陸農政局新潟統計情報事務所巻出張所編集・発行「農村女性共に歩む胸のうち 西蒲原地域～農村女性の地域活動等に関するアンケート結果～」2003年。

(2003年6月12日受理)